

不用になる物品を売却します

物品名 ● 事務用什器等 計13件

- ①事務用机
- ②事務用机両袖付
- ③会議・食堂テーブル No.1
- ④会議・食堂テーブル No.2
- ⑤会議・食堂テーブル No.3
- ⑥会議・食堂テーブル No.4
- ⑦グリーンボードスクリーン
- ⑧金庫(大型)
- ⑨小型耐火金庫
- ⑩台車
- ⑪ソファ
- ⑫フラワーボックス NO.1
- ⑬フラワーボックス NO.2

公開日時 ● 11月19日(休) 午前10時～午後3時
※物品説明を行いますので、入札に参加する場合は必ずご参加ください。

公開場所 ● 美郷中学校セミナーハウス
(美郷町自転車競技場 西側)

入札日時 ● 11月26日(休) 午前9時
※入札に参加する場合は事前登録が必要です。
(必要書類は物品公開時に配布します)
※入札は1物品ずつ行います。

入札場所 ● 美郷町役場 2階 第1会議室

参加資格 ● 美郷町民または美郷町に主たる事業所を有する法人で町税および公共料金を滞納していない方

注意事項

- ・代金納入後、速やかに搬出してください。
- ・搬出作業は落札者が行ってください。
- ・搬出用車両や搬出費用等は落札者負担となります。



■事務用机



■会議・食堂テーブル



■ソファ

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

地方税の電子申告、電子納税 eLTAX(エルタックス)をご利用ください



eLTAX(エルタックス)は、地方税の申告や納税などを電子的に行うことができるシステムです。自宅やオフィスなどからインターネットを通じて簡単に行うことができます。

eLTAXを利用する場合は届け出が必要です。詳しくは右記ホームページまたは電話にてご確認ください。

■地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日に地方税共通納税システムがスタートし、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができるようになりました。事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付することができます。

なお、このシステムを利用して納付できる税金の種類は、①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)となっています。

■給与支払報告書の電子データによる提出基準の引き下げについて

令和3年1月以降に提出する給与支払報告書について、前々年における源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上(改正前1000枚以上)となる場合は、eLTAXによる提出が義務化されました。

■eLTAXを通じて美郷町で利用できるサービス

個人住民税	給与支払報告書や特別徴収の異動届出書の提出、特別徴収分や退職所得分の納付 など
法人町民税	法人設立届出書や確定(予定)申告書の提出、納付 など
固定資産税(償却資産)	償却資産申告

eLTAXに関するお問い合わせ

地方税共同機構
URL <https://www.lta.go.jp>
電話番号 ● 0570-081459(ヘルプデスク)
受付時間 ● 午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までの期間は除く。

11月はeLTAX全国一斉広報月間です

問 町税務課 ☎0187(84)4902

令和3年度から適用される 個人住民税の主な税制改正点についてお知らせします

■給与所得控除の見直しについて

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、控除の上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の見直しについて

- ・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除について、上限額が195.5万円となります。

■基礎控除の見直しについて

- ・基礎控除額が一律10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額が逡減(ていげん)し、合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除は適用されません。

■青色特別控除の見直しについて

- ・取引を正規の簿記の原則に従って記録している方に係る青色申告特別控除の控除額が55万円に引き下げられます。
- ・その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表および損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子申告により行う場合等は、青色申告特別控除の控除額が65万円となります。

■扶養親族等の範囲および配偶者特別控除に

おける合計所得金額要件の見直しについて

- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下に引き上げられます。
- ・配偶者特別控除の合計所得金額要件が、48万円超133万円以下に引き上げられます。

■低未利用地等の譲渡に伴う長期譲渡所得の

特別控除の新設について

個人が都市計画区域内にある低未利用地等で、そ

の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合には、その年中の低未利用地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から最大100万円までを控除することができます。

ただし、本特例の適用を受ける前に同様の特例を受けている場合、本特例は適用されません。

※「低未利用地」とは、長期間利用されていない「未利用地」と、周辺地域と比べて利用頻度や整備水準などが低い「低利用地」の総称です。

(空き地、空き家・空き店舗の存する土地など)

※土地については市町村長の確認が必要です。事前に町建設課の都市計画担当へお問い合わせください。

※譲渡後に当該低未利用地等の利用がされる場合に限りです。

※特別の関係がある方に対する譲渡およびその対価等の額が500万円を超える譲渡を除きます。

※譲渡金額には建物の対価も含まれます。

■ひとり親に対する税制上の措置

および寡婦(寡夫)控除の見直しについて

旧寡婦控除の一部および寡夫控除がまとめられ、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(その年分の総所得金額等が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下である単身者について、「ひとり親控除」が適用されます。

また、子ども以外の扶養親族を有する離婚による寡婦については、合計所得金額が500万円以下の要件が追加されます。

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外とされます。

詳細については国税庁ホームページなどでご確認ください

税 務 課

税務課の非常勤職員を募集します

募集内容●申告関係事務補助 募集人数●1名

業務内容●パソコン入力作業、資料整理等

資格等●一般事務程度のパソコン操作(Word・Excel)ができる方

雇用期間●12月14日(月)～令和3年3月31日(水)

就業時間●午前8時30分～午後4時15分

1日6時間45分 週5日

※申告期間中(2月上旬～3月中旬)は1時間程度の時間外勤務あり

※日曜日勤務あり(雇用期間中2回)

就業場所●美郷町役場、美郷町中央ふれあい館、美郷町南ふれあい館

※確定申告期間中は、日程によって就業場所が変わります。

報酬●日額6,014円～6,203円

手当等●時間外勤務・休日勤務に係る報酬、交通費を支給

加入保険等●雇用保険、健康保険、厚生年金等

応募方法●ハローワークを通じて応募してください。

応募期限●11月27日(金)

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902